

議案第9号

入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年2月18日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

指定した保護樹林について、所有者から無償で借り受けることができるとし、併せて奨励金の交付対象者を明確にしたいので、この案を提出するものである。

入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例（昭和60年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「指定所有者」の次に「(第14条の規定により借り受けた保護樹林に係る指定所有者を除く。)」を加える。

第14条の見出しを「(借受け等)」に改め、同条中「賃借又は買取りをする」を「無償若しくは有償で借り受け、又は買い取る」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。